

○国土交通省告示第四百七十九号

後付安全運転支援装置の性能の評価等に関する規程（令和二年国土交通省告示第四百七十八号）第三条第一項の規定に基づき、後付安全運転支援装置の性能認定実施要領を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

後付安全運転支援装置の性能認定実施要領

（定義）

第1条 この告示における用語の定義は、次に定めるところによるほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び先進安全技術の性能認定実施要領（平成30年国土交通省告示第544号。以下「新車認定要領」という。）に定めるところによる。

- 一 「後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置」とは、障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置であって、既に運行の用に供している自動車に装着するものをいう。
- 二 「後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置」とは、ペダル踏み間違い急発進抑制装置であって、既に運行の用に供している自動車に装着するものをいう。
- 三 「後付装置搭載車」とは、後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置又は後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置を備える自動車をいう。

(認定の対象とする装置)

第2条 後付安全運転支援装置の性能の評価等に関する規程（令和2年国土交通省告示第478号。以下「後付評価規程」という。）第3条第2項第1号イの認定の対象とする装置の種類は、次の表の左欄に掲げる装置であって、それぞれ同表の右欄に掲げる申請者から後付評価規程第2条の申請（以下単に「申請」という。）があったものとする。

装置	申請者
後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置	当該装置の製作又は販売を行う者
後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置	

(評価項目等)

第3条 後付評価規程第3条第2項第1号ロの評価項目は、次の表の左欄に掲げる後付安全運転支援装置とし、同号ハの試験方法は、同表の中欄に掲げる規定に定めるところによるものとし、同号ニの評価方法は、同表の右欄に掲げる規定に定めるところにより認定を行うことによるものとする。

評価項目	試験方法	評価方法
後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置	別添1「後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置	別添1「後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置

置	置の試験方法及び評価方法」1.	置の試験方法及び評価方法」2.
後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置	別添2「後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法」1.	別添2「後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法」2.

(国土交通大臣が認定の実施のために必要と認める事項)

第4条 申請及び第3条の認定は、装置の型式ごとに行うものとする。

2 第3条の認定（以下単に「認定」という。）の有効期間は、1年とする。

3 国土交通大臣は、認定には、一般消費者による後付安全運転支援装置の適切な選択及び使用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

第5条 国土交通大臣は、第2条の申請者（以下単に「申請者」という。）に対し、認定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出並びに申請に係る装置及び後付装置搭載車の提示を求めることができる。

第6条 認定が行われた装置に係る申請者は、当該装置を認定に係る基準及び第4条第3項の規定による条件に適合するよう維持しなければならない。

第7条 国土交通大臣は、認定が行われた装置に係る申請者に対し、本実施要領の施行に必要な限度において、書面の提出、装置及び後付装置搭載車の提示並びに業務に関する報告（以下「報告等」

という。)を求めることができる。

第8条 国土交通大臣は、認定が行われた装置について、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作又は販売された装置について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一 当該装置が認定に係る基準又は第4条第3項の規定による条件に適合しなくなったとき。

二 不正の手段により認定を受けたとき。

三 申請者が前条の規定による報告等をせず、又は虚偽の報告等を行ったとき。

四 申請者が認定が行われた装置又は当該装置の認定について著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により、認定が行われた装置について当該認定を取り消すときは、あらかじめ、当該装置に係る申請者の意見を聴くものとする。

(公表項目)

第9条 後付評価規程第3条第2項第2号イの公表項目は、次の各号に掲げるものとする。

一 装置の名称及び型式

二 性能評価を行った装置の種類

三 認定に係る基準

四 申請者の氏名又は名称

五 装置の機能及び作動条件

六 認定に係る条件その他の特記事項

(公表方法)

第10条 後付評価規程第3条第2項第2号口の公表方法は、インターネット等を用いるものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別添1 後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法

1. 試験方法

後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置（以下「後付検知機能付急発進抑制装置」という。）の試験方法は、新車認定要領別添2「障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法」（以下「新車認定要領別添2」という。）1.1.及び1.2.の規定を準用する。この場合において、同別添1.1.4.、1.1.6.(3)及び1.2.6.中「検知機能付急発進抑制装置」とあるのは、「後付検知機能付急発進抑制装置」と読み替えるものとする。

2. 評価方法

後付検知機能付急発進抑制装置の評価方法は、次の2.1.から2.4.までについて評価を行うことに

よるものとする。

2.1. 1.の試験を行ったとき、新車認定要領別添2の2.1.及び2.2.に定める基準を満たすこと。

## 2.2. 機能等

後付検知機能付急発進抑制装置の機能等は、次の2.2.1.から2.2.6.までに定める基準を満たすこと。ただし、後方の障害物検知機能を有しない後付検知機能付急発進抑制装置にあつては、当該基準のほか、後方への発進時等に限り、別添2「後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法」2.2.4.及び2.2.5.に定める基準を満たすこと。

2.2.1. 前方及び後方のいずれにおいても、発進時等に後付検知機能付急発進抑制装置が作動すること。

2.2.2. 後付検知機能付急発進抑制装置の作動状況（当該装置が有効又は無効である状態をいう。以下同じ。）を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。

2.2.3. 後付検知機能付急発進抑制装置に異常が発生したときに、その旨を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。

2.2.4. 障害物を検知している場合において、ペダル踏み間違いをした場合には、加速を有効に抑制するとともに、運転者に警報すること。

2.2.5. 運転者がスイッチ等により容易に後付検知機能付急発進抑制装置の機能を停止することがで

きること。

2.2.6. 後付検知機能付急発進抑制装置の使用（2.2.5.のスイッチ等の操作を含む。）及び使用時の故障により、急発進、急加速、急制動その他予期しない自動車の動作及び自動車の機能の低下を招くおそれがないこと。

## 2.3. 体制等

後付検知機能付急発進抑制装置に係る体制等は、次の2.3.1.から2.3.12.までに定める基準を満たすこと。

### 2.3.1. 耐久性等の確認

後付検知機能付急発進抑制装置を使用する環境において、当該装置が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有することについて、申請者による社内規格が整備され、試験等により確認が実施されていること。

### 2.3.2. 取扱説明書の提供

後付検知機能付急発進抑制装置を正しく安全に使用するために必要な機能、使用方法、使用条件、注意事項及び異常が発生した場合の対処方法を明示した使用者用の取扱説明書が提供されていること。

### 2.3.3. 販売時の確認及び説明

後付検知機能付急発進抑制装置の販売時に、申請者の指定する取付方法等に従い、自動車への取付け及び動作確認等が行われていること。また、使用者に対し2.3.2.の取扱説明書の内容が適切に説明されていること。

#### 2.3.4. 取付け可能な事業者の管理

後付検知機能付急発進抑制装置を正しく取り付けることができると認められる事業者の有すべき資格要件が定められており、当該資格要件を満たす事業者（以下「取付事業者」という。）の情報が申請者により管理されていること。

#### 2.3.5. 取付け可能な自動車の特定

後付検知機能付急発進抑制装置を適切に取り付けることができる自動車の型式及び製作時期が特定されていること。

#### 2.3.6. 点検整備の方法に係る情報の提供

後付検知機能付急発進抑制装置の点検及び整備を適切に実施するために必要な情報が使用者に提供されていること。

#### 2.3.7. 後付検知機能付急発進抑制装置を取り付けた自動車の情報の管理

後付検知機能付急発進抑制装置を取り付けた自動車を特定できる車台番号等の情報が申請者又は取付事業者により管理されていること。



#### 2.3.8. 修理体制の整備

後付検知機能付急発進抑制装置の不具合等に対して修理を行う体制が整備されていること。また、修理用の部品が入手可能であること。

#### 2.3.9. 不具合情報等の収集

後付検知機能付急発進抑制装置の安全に係る苦情及び不具合の情報を運転者等から収集し、改善の必要性を判断する体制が整備されていること。

#### 2.3.10. 品質管理

均一性を有する後付検知機能付急発進抑制装置を製作できるよう適切な品質管理が行われていること。

#### 2.3.11. 保証期間

後付検知機能付急発進抑制装置の保証期間が定められていること。

#### 2.3.12. 後付検知機能付急発進抑制装置の取付方法等に対する説明体制

後付検知機能付急発進抑制装置の取付方法及び使用方法等について、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く日の昼間に問合せがあった場合に、説明できる体制が整備されていること。

#### 2.4. 後付検知機能付急発進抑制装置の販売実績等

後付検知機能付急発進抑制装置の販売実績等に関し、次の2.4.1.から2.4.3.までに定める基準を満たすこと。

- 2.4.1. 市場での使用状況等を把握するのに十分な販売実績があること。ただし、これに代える後付装置搭載車の走行試験実績等がある場合は、この限りでない。
- 2.4.2. 後付検知機能付急発進抑制装置の製作又は販売を1年以内に終了する予定がないこと。ただし、既に認定が行われた装置であって、製作又は販売が終了した後も認定の基準に適合するよう申請者が必要な措置を講じる場合は、この限りでない。
- 2.4.3. 後付検知機能付急発進抑制装置又はその一部は、自動車から容易に離脱するもの、その取付部に緩み又はがたがあるもの、その表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類に記入されているものその他の一時的に取付けられたものでないこと。

## 別添2 後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法

### 1. 試験方法

後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置（以下「後付急発進抑制装置」という。）の試験方法は、次の1.1.又は1.2.のいずれかとする。

#### 1.1. 路上試験方法

後付急発進抑制装置の路上試験方法は、新車認定要領別添3「ペダル踏み間違い急発進抑制装置

の試験方法及び評価方法」（以下「新車認定要領別添3」という。）1.1.及び1.2.の規定を準用する。この場合において、同別添1.1.4.及び1.1.5.(1)から(3)まで中「急発進抑制装置」とあるのは、「後付急発進抑制装置」と読み替えるものとする。

## 1.2. 台上試験方法

### 1.2.1. 前方への発進時における作動試験

#### 1.2.1.1 試験機器の設定

本試験は、試験自動車の重量に応じた等価慣性重量及び走行抵抗を設定したシャシダイナモメータで行うものとする。

#### 1.2.1.2. 環境条件

本試験は、試験室内温度が $25^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ の範囲で行うものとする。

#### 1.2.1.3. 試験自動車の状態

試験自動車は、非積載状態から200kg以上の重量を加えた状態（200kg以上の重量を加えることが困難である場合にあつては、積載状態）とし、その車軸間の重量配分は当該試験自動車の自動車検査証に記載されたもの又は自動車製作者等が定めたものであること。

#### 1.2.1.4. 試験方法

本試験は、次に掲げる方法により行う。ただし、(1)において衝突速度が $0\text{ km/h}$ となるときは、

(2)を省略することができる。

- (1) 後付急発進抑制装置を有効とした状態で、試験自動車を前進させ、試験走行開始位置に停止させた後、ブレーキペダルからアクセルペダルに速やかに踏み替え、試験自動車が停止する又は仮想衝突位置を超えるまでの間、アクセルペダルを全開に保持すること。
- (2) 後付急発進抑制装置を無効とした状態で、試験自動車を前進させ、試験走行開始位置に停止させた後、ブレーキペダルからアクセルペダルに速やかに踏み替え、試験自動車が停止する又は仮想衝突位置を超えるまでの間、アクセルペダルを全開に保持すること。
- (3) 運転者は、試験自動車が停止する又は仮想衝突位置を超えるまでの間、かじ取ハンドルを中立位置に保持し、後付急発進抑制装置の作動に影響を与える操作を行わないこと。
- (4) アクセルペダルの踏込みを開始したときの試験自動車の速度が0.5km/h以下であって、アクセルペダルの踏込み開始から全開となるまでの時間が0.13秒以上0.25秒以下であること。

#### 1.2.2.2. 後方への発進時における作動試験

##### 1.2.2.1. 試験機器の設定

1.2.1.1.の規定を準用する。

##### 1.2.2.2. 環境条件

1.2.1.2.の規定を準用する。

### 1.2.2.3. 試験自動車の状態

1.2.1.3.の規定を準用する。

### 1.2.2.4. 試験方法

1.2.1.4.の規定を準用する。この場合において、1.2.1.4.(1)及び(2)中「試験自動車を前進させ」とあるのは、「試験自動車を後進させ」と読み替えるものとする。

## 2. 評価方法

後付急発進抑制装置の評価方法は、次の2.1.から2.4.までについて評価を行うことによるものとする。

2.1. 1.の試験を行ったとき、新車認定要領別添3の2.1.及び2.2.に定める基準を満たすこと。

### 2.2. 機能等

後付急発進抑制装置の機能等は、次の2.2.1.から2.2.7.までに定める基準を満たすこと。

2.2.1. 前方及び後方のいずれにおいても、発進時等に後付急発進抑制装置が作動すること。

2.2.2. 後付急発進抑制装置の作動状況（当該装置が有効又は無効である状態をいう。以下同じ。）を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。

2.2.3. 後付急発進抑制装置に異常が発生したときに、その旨を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。

- 2.2.4. ペダル踏み間違いをした場合に、加速を有効に抑制するとともに、運転者に警報すること。
- 2.2.5. 2.2.4.の加速を抑制する範囲は、通常走行時におけるアクセルペダルの踏込み等を勘案し、運転者が予期しない加速抑制を可能な限り排除するよう設定されていること。
- 2.2.6. 運転者がスイッチ等により容易に後付急発進抑制装置の機能を停止することができること。
- 2.2.7. 後付急発進抑制装置の使用（2.2.6.のスイッチ等の操作を含む。）及び使用時の故障により、急発進、急加速、急制動その他予期しない自動車の動作及び自動車の機能の低下を招くおそれがないこと。

### 2.3. 体制等

別添1「後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法」（以下単に「別添1」という。）2.3.の規定を準用する。この場合において、同別添2.3.中「後付検知機能付急発進抑制装置」とあるのは、「後付急発進抑制装置」と読み替えるものとする。

### 2.4. 後付急発進抑制装置の販売実績等

別添1の2.4.の規定を準用する。この場合において、同別添2.4.中「後付検知機能付急発進抑制装置」とあるのは、「後付急発進抑制装置」と読み替えるものとする。